

令和2年8月吉日

「2021 インプット完成講座」受講生の皆様へ

全体構造編 書式 スタートブック 訂正のお知らせ

この度は弊社「2021 インプット完成講座」をご受講いただきまして誠にありがとうございます。

同講座の全体構造編 書式 スタートブック (CU21013) に訂正箇所があることが発覚いたしました。下記の通り訂正させていただきます。

ご迷惑をお掛けし大変申し訳ございませんが、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

記

訂正箇所	全体構造編 書式 スタートブック (CU21013) 115 頁
訂正方法	本ご案内の2枚目 (115 頁) と差替えて頂きますようお願い申し上げます。

以上

(株) 東京リーガルマインド
コールセンター
0570-064-464
平日 09:30~20:00
土・祝 10:00~19:00
日 10:00~18:00



CU21021

※このナビダイヤルは通話料お客様ご負担となります。

※固定電話・携帯電話共通 (PHS・IP 電話からはご利用できません)。

(4) 敷地利用権が敷地権となるための要件

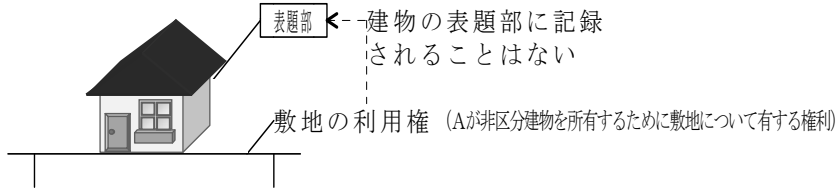
①総説

先にも述べたように、建物の所有者が建物を所有するためには、その敷地となる土地について、何らかの利用権（所有権、地上権、賃借権又は使用貸借権）を有していなければならない。したがって、非区分建物、区分建物を問わず、建物を所有する者は、底地について、以上に示した何らかの敷地の利用権を有しているはずである。

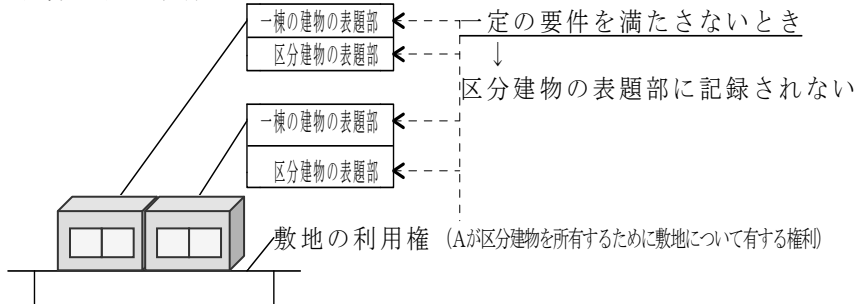
かかる敷地の利用権は、非区分建物の場合には表示に関する登記の登記事項とされていなかったため、非区分建物の表題部に公示されることはなかったが、区分建物の場合には、一定の要件を満たした敷地利用権が敷地権として公示される。

<敷地の利用権が表題部に示されるか否かについて>

・非区分建物の場合



・区分建物の場合



又は

